

邑南町犯罪被害者等支援条例（仮称）骨子案に関する パブリックコメント（意見公募）の実施について

令和8年6月 邑南町総務課 行政係

1 実施の趣旨・背景

邑南町では、犯罪等の被害を受けた者及びその家族・遺族（以下「犯罪被害者等」という。）が、地域の中で安心して暮らし続けられる環境を整備するため、「邑南町犯罪被害者等支援条例（仮称）」の制定に向けた検討を進めています。

このたび、条例の骨子案がまとまりましたので、広く町民等の皆さまのご意見をお聴きするため、邑南町パブリックコメント制度実施要綱（平成19年告示第35号）に基づきパブリックコメント（意見公募）を実施します。

いただいたご意見は、今後の条例案の検討に際して参考にさせていただきます。

2 骨子案の概要

骨子案は以下の章立てで構成しています。詳細は別紙「犯罪被害者等支援条例（仮称）骨子案」をご参照ください。

章	主な内容
第1章 総則	目的、定義、対象となる犯罪等の範囲、基本理念（5本柱）
第2章 主体の責務	自治体・町民・事業者・支援団体それぞれの責務
第3章 支援の取組	相談・情報提供、精神的支援、日常生活支援、経済的支援（見舞金等）、安全確保、司法支援、二次被害防止、子どもへの支援
第4章 推進体制	総合対応窓口（総務課）、庁内調整会議、広報・啓発、財政措置
第5章 附則	委任・施行期日

3 意見を募集する対象

邑南町パブリックコメント制度実施要綱第2条第3項に規定する「町民等」に該当するものとします。

(1)	町内に住所を有する者
(2)	町内に事務所又は事業所を有するもの
(3)	町内の事務所又は事業所に勤務する者
(4)	町内の学校に在学する者
(5)	本町に対して納税義務を有するもの
(6)	前各号のほか、本案件に利害関係を有するもの

4 意見の提出期間

令和8年6月17日（水）から令和8年7月16日（木）まで

【注意】

- ・上記期間内に到達したものを有効とします。
- ・郵便の場合は、令和8年7月16日（木）の消印有効とします。

5 意見の提出方法

次のいずれかの方法でご提出ください。

提出方法	提出先・手続き
しまね電子申請	島根県電子申請システム（しまね電子申請）の専用フォームからご入力ください。（URL： https://ttzk.graffer.jp/town-ohnan/smart-apply/surveys/0608184028926723390 ） 
ファクシミリ	0855-95-2351
郵便	〒696-0192 邑南町矢上 6000 邑南町役場 総務課 行政係 宛
窓口持参	邑南町役場 総務課 行政係 受付時間：平日 午前8時30分～午後5時（土・日・祝日・年末年始を除く）

【ファクシミリ・郵便・窓口提出の場合】

- ・別紙「意見提出用紙」をご使用ください（書式自由・様式に合わせた記載でも可）。
- ・意見提出にあたっては、住所・氏名（法人・団体の場合は所在地・名称・代表者名）を必ずご記入ください。
- ※ご記入がない場合、意見として取り扱えない場合があります。

6 提出にあたっての注意事項

- ・住所・氏名（法人の場合は所在地・名称・代表者名）を明記してください。
- ・いただいたご意見に対する個別回答は行いません。
- ・提出された意見の概要及び町の考え方は、意思決定後に町ホームページ等で公表します。ただし、個人が特定できる情報（住所・氏名等）は公表しません。
- ・骨子案の内容に関係のない意見、特定の個人・団体を誹謗中傷する内容、その他公序良俗に反する内容については、意見として取り扱えない場合があります。
- ・提出いただいた情報は、パブリックコメントの実施に関する目的以外には使用しません。

7 公表資料の閲覧場所・問い合わせ先

骨子案等の公表資料は、以下の方法で閲覧・入手できます。

- ・ 邑南町公式ホームページ（パブリックコメント実施中の案件一覧）
- ・ 邑南町役場 総務課（窓口での閲覧・配布）

担当部署	邑南町役場 総務課 行政係
所在地	〒696-0192 島根県邑智郡邑南町矢上 6000
電 話	(代表) 0855-95-1111
ファクス	0855-95-2351
受付時間	平日 午前8時30分～午後5時（土・日・祝日・年末年始を除く）

(以上)